

② 横浜市におけるスポーツの現状と課題

■小澤貞一

1 はじめに

横浜は開港以来、居留外国人を通じてボート、競馬、射撃、テニス、そして現在大勢のファンを魅了しているサッカーなど、近代スポーツを全国に伝える役割を果たしてきた。戦後においては、昭和二十四年第四回国民体育大会が東京と横浜等で開催され、横浜市では野毛山プールを新設、また、昭和二十六年には第二回五大都市体育大会（神戸、横浜、名古屋、京都、大阪）、さらに、昭和三十年第十回国民体育大会など国内の大きな競技会開催を通じて日本のスポーツ振興に貢献してきた。その後、日常的な市民のスポーツ活動の普及と定着化を図るため、スポーツセンターの整備や各種スポーツ教室の開催などを推進してきた。

このように、これまで横浜のスポーツが歩んできた歴史を踏まえて、三百三十二万人の市民がスポーツを楽しむためには何が求められているのか、を考えてみたい。

2 市民のスポーツの楽しみ方

① スポーツの魅力

スポーツは、個々人の心身の健全な発達に

資するとともに明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するもの、と言われている。スポーツの意義や役割については、人間の運動に対する自然な欲求を充たすこと、身体を動かすことによる喜び、爽快感、充実感など楽しさを味わうこと、挑戦したり自発的な創意工夫・努力など学習効果をもたらすこと、競技会や教室などを通して豊かな交流を育むことなど多様なものである。

また、競技選手の極限への挑戦は人間の可能性を追求する営みとして、人々に感動を与える魅力にあふれた活動でもある。

② 市民のスポーツ活動

横浜市民の七六・二％は過去一年間に一回以上スポーツを実施しており、また二八・三％の市民が週一回以上スポーツを実施している。実施種目を見ると、水泳、ボーリング、体操、ゴルフ、ジョギングと個人種目が多くなっている。一方、スポーツを行わなかった要因としては、機会がなかったから（四一・四％）、仕事や家事に忙しかったから（四〇・〇％）が上位にあげられ、今後さまざまな方法でスポーツ活動へのきっかけづくりや普及活動を推進する必要があるのではないかと考えられる（平成四年調査）。

③ 市民とスポーツの関わり

次に、スポーツ活動を実施している市民について整理すると、市民生活におけるスポーツの意義や機能はスポーツを行う人の志向や行われる状況、スポーツへの関わり方に応じて異なっているといえる。市民一人ひとりが自分の好みや体力にあわせて、健康・体力づくりが中心の「市民スポーツ」や市民スポーツから進んで競技力の向上を目指す「競技スポーツ」、さらにはハイレベルの競技を観戦し応援する「観るスポーツ」までさまざまなステージでスポーツを楽しんでいる。

市民スポーツを楽しんでいる人が競技スポーツに参加したり、市民スポーツや競技スポーツを楽しんでいる人がスポーツイベントを観戦し応援する、そしてハイレベルの競技にふれて夢と感動を得た市民が市民スポーツや競技スポーツに参加する。このような作用が市民のスポーツに親しむ機会を広げているといえるのではないか。これを支援し、スポーツ全体の振興を図るため、横浜市ではスポーツイベントの開催、指導者の養成、スポーツ医科学の普及、スポーツ情報の提供といったさまざまな事業を進めているが、これらとあわせて、それぞれのステージに則した活動の場

スポーツセンターでのスポーツ教室



- 1 はじめに
- 2 市民のスポーツの楽しみ方
- 3 横浜市のスポーツ施設の整備状況
- 4 身近なスポーツ施設の概要
- 5 スポーツ施設整備体系の整理と必要性
- 6 身近なスポーツ施設整備の課題
- 7 スポーツ指導者の養成
- 8 体育指導員制度と本市の特徴
- 9 地域に根差したスポーツ振興

すなわちスポーツ施設の提供が必要となる
(図1参照)。

3 横浜市のスポーツ施設の整備状況

① 身近なスポーツ施設の整備

本市のスポーツ施設の整備については、「するスポーツ」施設(身近なスポーツレクリエーション施設)の充実と「観るスポーツ」施設(市民が育てる国際スポーツの拠点)の整備に分類できる。

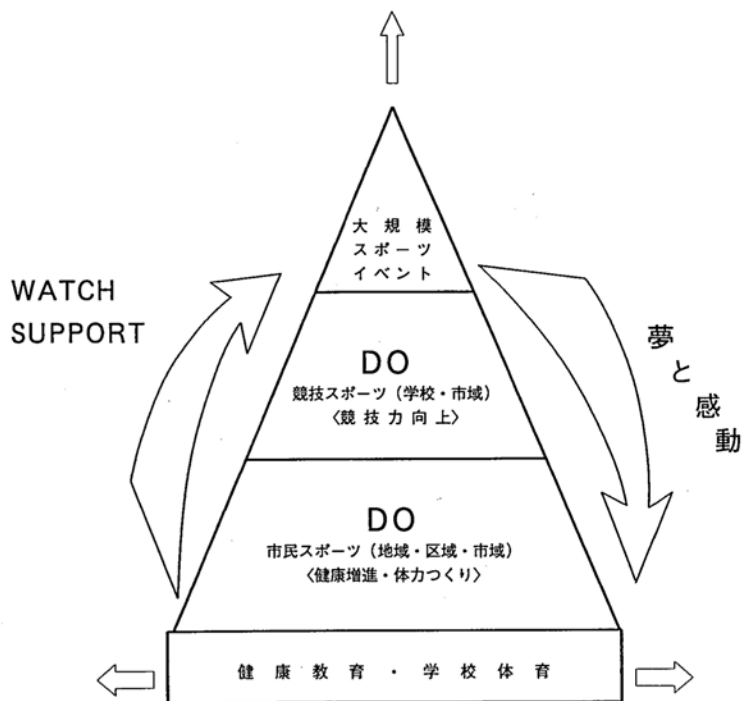
「するスポーツ」施設としては、市民が身近なところでスポーツ活動を楽しみ、スポーツを通じた市民相互の交流の促進や地域コミュニティの醸成を図るため、現在、地域・区域の拠点としてスポーツセンターの整備を進めており、計画十八館中十六館の整備が進んでいる。幼児からお年寄りまでが多目的に利用できる地区センターについては、計画八十一館中五十四館を整備しており、その内四十三館に体育室を設置している。さらに、各種の公園内施設(野球場、テニスコート、公園プール等)も十一種二百十二施設を整備している。その他、施設の有効活用という視点から小中学校の体育施設(グラウンド、体育館、プールの開放や未使用となっている市有地を自由に使える場として開放する「町のはらっぱ」事業などを実施し、市民スポーツから競技スポーツまで幅広い「場の提供」を行っているところである。このほか、公園内に気軽に運動ができる器具を設置したり、トリムコースやジョギングコースの整備も行っている。

② 大規模施設の整備

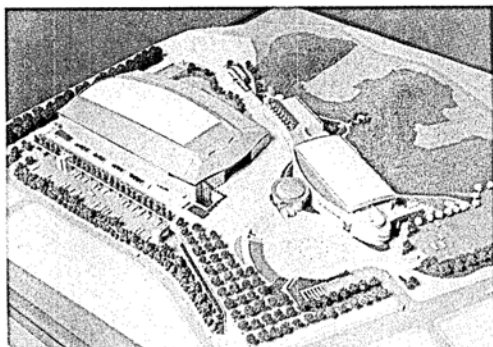
市民のスポーツに対するニーズは、健康づくりや体力の増進から、日ごろの練習の成果発表や競技会への参加、人と人との交流、さらには、日本や世界のトップレベルの競技を間近に観戦することまで広がりを見せている。そのため、「するスポーツ」のほか「観るスポーツ」施設として、三ツ沢運動公園球技場、横浜スタジアム、横浜アリーナ、横浜文化体育館に加え、現在、平成十年の秋季国体(かながわ・ゆめ国体)のメイン会場や二〇〇二年のワールドカップの会場に予定している収容人員七万人の横浜国際総合競技場、国

体でシנקロナイズドスイミングと水球の会場となる横浜市室内水泳競技場の整備を進め、国際レベルのスポーツイベントへの対応も可能な施設の整備を目指している。さらに、市政の新たな指針として二〇〇年(平成二十二年)を目標年次とした総合計画「ゆめはま2010プラン」では、国際的スポーツイベントが開催できるメインアリーナ、サブアリーナなどを備えた中央総合体育館や総合体育館、各種武道の国際大会を開催できるメインアリーナのほか柔道場、剣道場、弓道場を備えた武道館の整備などを計画している(図2参照)。

図-1 市民とスポーツの関係



横浜市室内水泳競技場完成模型



建設中の横浜国際総合競技場



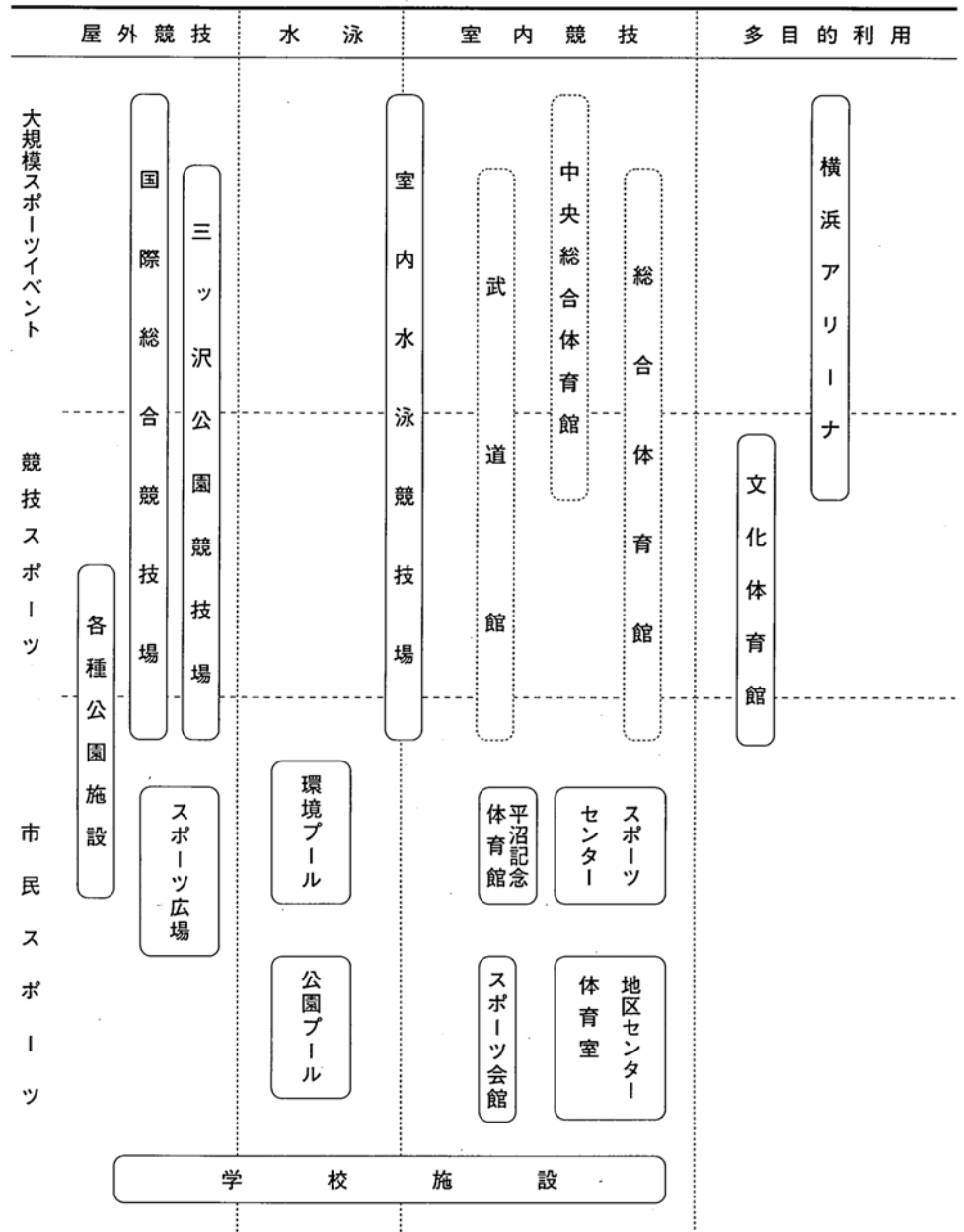
4 身近なスポーツ施設の概要

日常的に市民が利用でき、一人ひとりの体力にあわせてスポーツが楽しめる地域のスポーツ施設の主なものとして表1のような施設を整備している。

5 スポーツ施設整備体系の整理の必要性

横浜市のスポーツ行政の所管は教育委員会であるが、スポーツ施設の整備については前の表が示すとおり所管局が異なっている。スポーツセンター等については教育委員会が整備しているが、屋外スポーツ施設についてはその大部分を緑政局が、地区センターなどは市民局が整備している。この理由のひとつは、施設の整備手法や施設の目的が異なることにある。室内スポーツ施設を中心に単独施設として設置する場合は、スポーツを所管する教育委員会が整備を行っているが、公園の中のスポーツ施設は、公園施設の一部として一体的に整備を行うため、公園を所管する緑政局が設置している。しかしながら、都市公園内に公園施設として設置する建築物については、都市公園法により、その建築面積の総計が当該都市公園の敷地面積の一二%を超えてはならないとされているため、建築物の少なからず野球場やサッカー場のような屋外スポーツ施設が中心となっている。また、施設の目的がスポーツだけではなく文化、レクリエーションなど多目的である地区センターなどの場合には市民局が整備を行っている。

図-2 横浜市のスポーツ施設



市民のスポーツに対する意識が変化している中で、二十一世紀型のスポーツのあり方を検討していく必要があるが、これはスポーツ施設の整備にとっても同様である。今後、スポーツ施設を計画的に整備するにあたっては、スポーツ施設に対する市民の評価がどうなっているかを十分検証していくことが重要と考える。どのような施設を市民は望んでいるのか、施設の使われ方や使い易さはどうなのか、

施設が最大限に使われているのか、などを検証していかねばならないと思われる。そのためには、スポーツ施設について、一元的な視点から統一された施設の計画と整備を行うことが必要であり、また、現行の国の補助金制度とも関連した地方自治体におけるスポーツ施設の整備手法の体系的整理を含めて検証していく必要があるのではないかと考えられる。

表-1 身近なスポーツ施設の概要

施設名	施設の概要	所管局
1 スポーツセンター	身近な体育・スポーツ施設（1区に1館整備） ・第1体育室 約1,000㎡ ・第2体育室 約550㎡ ・第3体育室 約200㎡ ・トレーニング室 ・研修室	教育委員会
2 地区センター	幼児からお年寄りまで利用できる自主活動や交流の拠点、文化、軽スポーツ、レクリエーションなどの多目的施設（市民の日常利用圏に1館整備） ・体育室 約610㎡ ・中小会議室、和室、料理室、図書コーナー他	市民局
3 公園施設	・野球場、運動場、テニスコート、陸上競技場、球技場、バレーボール場、弓道場、プール他	緑政局
4 スポーツ会館	高速道路等の高架下を利用したスポーツ・レクリエーション施設 ・スポーツ室、ミーティング室、テニスコート	市民局
5 学校開放	小中学校の校庭や体育館、格技場、プールなどの体育施設を地域へ開放している。	教育委員会
6 町のはらっぱ	未使用となっている原則1,000㎡以上市有地を青少年を中心に子供から大人までだれでも自由に利用できる場として暫定的に開放している。	市民局

6 身近なスポーツ施設整備の課題

身近なスポーツ施設については、表-1のとおり施設数は増加している。しかし、横浜市はスポーツに対する市民の意欲が強く、スポーツに対するニーズも多様化しており、人口もこれからさらに増加していく。このような現状からは、スポーツ施設の数が今のままでは十分ではないということもいえる。そこで、今後の施設整備を考えた場合、重要な課題として次のようなものがあげられる。

- ① どのような施設がどのくらい必要なのかということ（市民ニーズ）を十分に把握したうえで適正な整備水準を確定すること。
- ② ①に基づいて用地の確保、高度利用を図り、新規施設の整備を計画的に行うこと。
- ③ 既存施設の活用方法を再検討すること。

④ 民間企業等の施設の一般開放を促進するなど多様な資源を活用できる方策を検討し、スポーツの場の量的な確保を図ること。

⑤ 企業や個人の民有地や河川敷などを開放することによって、市民が日常的な生活空間の中で、気軽にスポーツを楽しめるような場を確保すること。

以上の課題も含めて、改めてスポーツと市民と行政の関係を見つめ直し、二十一世紀にむけた市民の新しいスポーツニーズに応じたスポーツ施設を整備していくことが、今後、強く求められていくといえる。

7 スポーツ指導者の養成

「市民とスポーツの関わり」を考える場合、「場の提供」としての施設のあり方とともに

指導者との出会いも重要である。健康志向の高まりの中で、ただ漫然と身体を動かすだけや、個々人の身体能力を超える過度な運動は効果がないばかりか、かえって障害に悩まされることもある。また、スポーツに関心がある、何かやってみたいと思っても、経験がないので何をしたらいいのかわからない。仲間が欲しいが、きっかけがなく輪の中になかなか入って行けない。このような人は案外多いのではないだろうか。市民が生活の一部としてスポーツに親しむためには、身近なところで安全に正しくスポーツを楽しませてもらえる指導者の存在が求められている。

国における指導者の養成については、昭和六十二年一月「社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程」の告示により、多様化・高度化している国民のニーズに対応し得る資質の高いスポーツ指導者の養成を奨励するため、スポーツ指導者養成事業の文部大臣認定制度を設けた。制度の概要は、スポーツ団体が行う養成事業のうち、文部省の定めるカリキュラム基準を満たすことなどにより文部大臣が認定するもので、分野としては次のとおりである。現在では、資格取得指導者は全国で約七万五千人となっている。

- ① 競技種目ごとに専門的な知識・技能を有する指導者として
地域スポーツ指導者、競技力向上指導者、商業スポーツ施設指導者
- ② 競技種目を横断する知識・技能を有する指導者として
スポーツプログラマー、レクリエーション

に関する指導者、少年スポーツ指導者等

また、横浜市では、幅広い年代の市民がさまざまな種類のスポーツ活動を行うことに対して、タイムリーに指導者が関わることが重要であると考え、国の制度に基づく指導者ばかりでなく地域の実情にあった指導者の養成を次のとおり行っている。

③市民健康・体力づくり指導者の養成

市民が身近な場所で楽しみながら身体を動かすことにより、健康づくり・体力づくりが行えるよう、地域に根差し種目指向でない指導者を養成している。スポーツ医学を基礎にした理論、楽しい身体の動かし方や身近な器具（タオル、紐、ボール等）を用い工夫された運動の実技、指導法実習のほか研究協議というゼミナール方式の時間を設定しているところに特徴がある。

④野外活動指導者等の養成

地域、学校、職場などを単位として安全で楽しい野外活動を普及振興するための野外活動指導者の養成を行うとともに、レクリエーション、種目スポーツの指導者養成を地域のニーズに対応した内容で実施している。

指導者の養成を考慮する場合、「施設づくりと運営」の関係と同様に、その活用は表裏一体の関係にある。スポーツを行う市民と指導者の出会いを考えると、指導者が施設に常駐していることが一番確実である。しかし、幾人もの専門性を有する指導者をボランティアとして施設に配置することは現実性がない。そこで、市民の必要とする指導者を情報により見つけ出すことになるが、本市を含めて他の大都市でも指導者活用モデルを現在まで見つけ出せていない。指導者の活動領域を明

表-2 横浜市のスポーツ系市民利用施設設置状況の推移

施設名	設置箇所数		備考
	平成4年 (4月1日現在)	平成8年 (4月1日現在)	
体育館	59	75	
体育館	3	3	文化体育館、清水ヶ丘、平沼記念体育館
スポーツセンター	11	16	体育室3(標準)
地区センター	32	43	体育室(最大500㎡程度)設置の施設数
スポーツ会館	11	11	500㎡程度の体育室、高架下の高度利用
その他	2	2	金沢産業振興センター、鳥浜振興会館
プール	36	37	
屋内プール	6	6	
余熱プール	5	5	25mプール、児童・幼児用プール
公園プール	1	1	25mプール、児童・幼児用プール(清水ヶ丘)
屋外プール	30	31	
大型プール	3	3	横浜プールセンター、本牧市民プール、菊名池公園
公園プール	27	28	25m+徒歩池(標準)、野毛山・元町のみ50m
野球場	56	56	
野球場	16	16	公園施設
少年野球場	39	39	地元管理
その他	1	1	金沢産業振興センター
運動場	64	85	
運動広場	4	5	公園施設
多目的広場	59	79	地元管理
その他	1	1	大黒埠頭中央公園
テニス場	33	35	
公園施設	14	16	
公園内施設(地元管理)	14	14	地元管理
テニスマンション	3	3	福祉文化事業団
その他	2	2	金沢産業振興センター、大黒埠頭中央公園
陸上競技場	2	2	三ッ沢公園
球技場	1	1	三ッ沢公園
バレーボール場	1	1	三ッ沢公園
弓道場	4	6	
公園施設	3	3	近的2、アーチェリー1
公園内施設(地元管理)	—	1	遠的
スポーツセンター	1	2	近的
相撲場	1	1	三ッ沢公園
馬術練習場	1	1	三ッ沢公園
小計	258	300	
その他	—	395	
地域スポーツ広場	—	13	
少年広場	—	40	
子供の遊び場	—	266	
ちびっ子広場	—	35	
町のはらっぱ	—	41	
合計	258	695	

確にするものとして、地域型クラブや施設ごとに登録するなど市民との接点をどこに求めていくのか、また、養成制度の異なる指導者を一元的に把握しどのように活用するのか、さらに、体育指導委員との連携などが課題である。

8 一体育指導委員制度と本市の特徴

① 一体育指導委員制度

体育指導委員は昭和三十六年公布されたスポーツ振興法の第十九条に基づき非常勤公務員として身分が明確化され、実技指導及びスポーツに関する指導・助言を任務とした。具体的活動としては、多くのスポーツ教室を開催したり、また、参加者の活動の継続と仲間つくりを推進した。その後、昭和四十七年保健体育審議会「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」の答申により、体育・スポーツの振興事業の企画にも体育指導委員が参画し、その推進者としての任務が重視された。ここでは、市町村全体をみわたしたスポーツ振興の視野が必要とされた。さらに、平成元年には市町村のスポーツ振興のコーディネートが重視され、生涯スポーツの振興を推進する高い資質が求められることとなり、現在では、全国に約六万二千人の体育指導委員がそれぞれの地域で活動している。

② 一本市の特徴

地域の代表として自治会・町内会から一人の推薦を受け委嘱されており、地域の誰もが

知っている住民である。現在二千六百六十人余りが活動しており、体育指導委員一人当たり住民数は約一千二百五十人で全国平均の二千二十二人と比べ、地域の密着度は高くなっている。このように、地域から選ばれ、地域の人々と最も距離の近い横浜の体育指導委員は何を求められているのだろうか。地域に根差した市民のスポーツ活動を支えるための体育指導委員の役割は、スポーツに関する地域の資源を見直し評価することの作業が必要と思われ、幾つかを例示すると次のようなものが考えられる。

A 情報発信機能

スポーツに関する情報を住民に提供し地域における生涯スポーツ振興を推進するため、情報提供収集のネットワークをつくること。

イ 地域組織の連携機能

区体育協会をはじめとする地域のスポーツ関係団体ばかりでなく、地域の実情を的確に把握して自治会、子供会、PTAなどの組織と連携を図り、各々の役割・特性を引き出すことにより効果的にスポーツ活動を進めること。

ウ 地域づくり支援機能

スポーツ活動を通じて地域づくりを進めるためには、住民の自主的な活動を援助していくことが必要であり、そのために適切な指導・助言ができること。

9 一地域に根差したスポーツ振興

これまでスポーツ振興のために必要と思わ

れるハードとしての「施設のあり方」とソフトとしての「指導者」「体育指導委員」について説明してきた。三百三十二万の横浜市民がスポーツ活動を生活の一部とするためには、地域での活動を基本に据えることが重要なのではないかと思われる。

サッカーのJリーグは百年構想のなかで、ドイツの「ゴールデンプラン」を意識しながら、ホームタウンの活動を通じて地域に根差したスポーツクラブの実現によりスポーツの振興を図ろうと考えている。

また、国においても平成七年度から「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を実施している。このモデルは施設と指導者・クラブ員を有機的に結合させ、地域住民の主体的な地域に根差した、メンバーや実施種目など多種多様な広がりをもつ総合型クラブの推進を目指している。

横浜においては、行政区単位のなかで、どのようなクラブが存在し活動しているのか、その実態を把握することが大切であろう。次に、総合型の地域クラブの成立条件と連携のあり方、さらに、既存の組織的活動からの段階的移行のプログラムも充分考察する必要があるのではないか。より多くの市民が「いつでも、気軽に」さまざまな形態でスポーツを仲間とともに楽しむためには、地域・施設・体育指導委員・指導者・クラブを中心に相互関連性を考えながら行政を含めて関係者の討議検討が必要である。

〈教育委員会スポーツ課課長補佐企画係長〉